

## 介護保険福祉用具購入費について

介護保険では、入浴や排泄に使用する福祉用具の、購入にかかった費用の一部について、「福祉用具購入費」として給付を受けることができます。

(1) 対象者：現在、介護保険要介護認定を受けており、在宅におられる方（施設等に入所（入院）されている方は対象になりません。居宅に戻る準備として購入される場合は、本人がご自宅に戻られてからの申請となります。）

(2) 購入元：都道府県の指定を受けた特定福祉用具販売事業者が販売を行ったものについてのみ福祉用具購入費給付対象となります。指定事業者以外から購入された場合は、対象なりません。

(3) 対象項目：①腰掛け便座  
②自動排泄処理装置の交換可能部分  
③入浴補助用具  
④簡易浴槽  
⑤移動用リフトのつり具部分  
⑥排泄予測支援機器  
⑦固定用スロープ  
⑧歩行器（歩行車は除く）  
⑨歩行補助つえ（松葉杖は除く）

※同じ種類・種目の福祉用具を購入することは、原則認められていません。やむを得ない事情（破損・故障等）により同じ種類・種目の福祉用具の購入を検討されている場合は、購入前に香芝市介護福祉課保険給付係に破損・故障部分の写真等を持参の上、事情説明をお願いします。

※別の家で使用する、目的外での使用等の理由では申請できません。

(4) 給付対象上限額：毎年度（4月～翌年3月）当たり10万円（税込）

※翌年への繰越はありません。

※限度額範囲内であれば、複数回に分けて利用可能です。また、給付対象となる福祉用具の購入費用の総額が、支給限度額の10万円を超えている場合は、超えた部分は全額自己負担となります。

(5) 自己負担額：本人の負担割合証をご確認ください

※取付けに費用を要するものでも、工事費等は給付の対象なりません。

(6) 支払方法：償還払い  
受領委任払い（被保護者のみ）

(7) 申請時に提出いただくもの

- ・福祉用具購入費申請書
- ・福祉用具個別援助計画書
- ・領収証原本
- ・購入した福祉用具のパンフレット等（カタログページのコピーでも可）
- ・受領委任払取扱誓約書（受領委任払いの場合のみ）

<問い合わせ先>

〒639-0251

香芝市逢坂1丁目374番地1

TEL：0745-79-7521

香芝市 介護福祉課 保険給付係